

写

答 申 書

鳥 取 市 水 道 事 業 審 議 会

平成 26 年 12 月 11 日

鳥取市長 深 澤 義 彦 様

鳥取市水道事業審議会
会長 松 原 雄 平



水道料金の改定について（答申）

本審議会は、平成 26 年 5 月 28 日付け発水経第 260081 号で諮問のあった事項について、料金算定期間内の事業計画や財政収支の見通し、さらには長期的視点に立った鳥取市水道事業財政計画などを踏まえて、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

1 鳥取・国府地域、河原地域、青谷地域の現行水道料金を適正な額に統一することについて

- (1) 河原地域及び青谷地域の水道料金を現行の鳥取・国府地域の水道料金に統一することが適当である。
- (2) 実施時期については、平成 27 年 9 月の定例日以降に使用した水量から適用されたい。
- (3) 今後の社会情勢や水需要の動向等を勘案しつつ、長期的視点に立った鳥取市水道事業財政計画を踏まえ、平成 28 年度以降に水道料金改定を検討されたい。

2 今後の水道料金体系の在り方について

- (1) 本市の水道料金体系は、口径別の基本料金と従量料金で構成される 2 部料金制を採用している。また、従量料金は水道の使用量が多くなるほど、単価が高くなる逦増料金制を採用している。

近年、水需要の減少や需要構造の変化など、経営環境の変化が急速に進んできており、このような状況下では、現行の逦増料金制は有収水量の減少度合い以上に料金収入が減少するといった問題があり、水道事業経営に大きな影響を与えつつある。

言い換えれば、大口需要者が高い水道料金を負担することで、生活用水の低廉化を図ってきた現行の仕組みが成り立たなくなってきている。

こうしたことは、全国の水道事業者共通の課題であり、国の「新水道ビジョン」に示されているとおり、本市においても、経営の安定化、需要者間の負担の公平性及び逦増度の緩和の観点から、料金体系の時代に即した見直しが必要となってきている。

今後の料金体系の見直しの方向性としては、水量の多寡に関係なく経常的に発生する費用である固定費を、基本料金へ配分強化（40 パーセント程度）して回収するとともに、受益者負担の原則及び負担の公平の観点から、小口径需要者の基本料金の増額を図られたい。

なお、小口径需要者の基本料金の増額は、生活用水の利用者への影響を抑制するため、緩やかに実施されるよう配慮されたい。

- (2) 料金収入に占める基本料金の配分強化と小口径需要者の基本料金の増額は、平成 28 年度以降の水道料金改定に合わせて検討されたい。

3 付帯意見

- (1) 市民の視点に立って、積極的な情報公開を引き続き行い、市民との情報の共有化を図るとともに、市民との合意のもとで事業の運営を図っていくよう努められたい。
- (2) 水需要が減少し、本市の給水収益が落ち込んでいるなか、引き続き効率的な事業運営を図るとともに、行財政改革に取り組み、健全な経営が維持できるように努められたい。
- (3) 江山浄水場から河原地域や簡易水道地域の一部への送水計画、青谷地域の安定した水質を確保するための浄水施設整備計画、さらには震災対策事業計画などの実施にあたっては、事業量を十分に把握・検討し、事業の執行に必要な財源及び適正な人員を確保したうえで、円滑な事業の推進に努められたい。

また、高度経済成長期以降に急速に整備した施設が、今後、大量に更新時期を迎えることや大規模な災害時における応急給水や早期復旧体制を構築することなど、これらの課題に対応するため、積極的に人材育成や技術継承を図るなど、市民の期待に沿える組織づくりに努められたい。

おわりに

水道は市民の日常生活に欠かすことができない重要なライフラインである。

本市の水道事業は、市民に安全な水を安定して供給するため、老朽化した施設の更新や機能の向上、さらには施設の耐震化などの事業に積極的に取り組まれている。

これからも、市民の視点に立ち、市民に信頼される水道となるよう努力されるとともに、健全な経営を維持しながら、水道の使命である安全・安心な水道水の安定供給に引き続き努められたい。

別 表

水道料金表（1月につき）

メーター の 口 径	基本料金	従量料金				
		使用水量 10 m ³ まで の分	使用水量 10 m ³ を超 え 20 m ³ ま での分	使用水量 20 m ³ を超 え 40 m ³ ま での分	使用水量 40 m ³ を超 え 200 m ³ までの分	使用水量 200 m ³ を 超える分
13mm	460 円	1 m ³ につき 46 円	1 m ³ につき 100 円	1 m ³ につき 134 円	1 m ³ につき 161 円	1 m ³ につき 200 円
20mm	1,250 円					
25mm	2,120 円					
40mm	6,500 円					
50mm	11,200 円					
75mm	30,400 円					
100mm	62,000 円					
150mm	170,000 円					
200mm	350,000 円					

料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

添 付 資 料

資料番号	内 容
1	鳥取市水道事業審議会委員
2	審議経過
3	水道料金の改定について（諮問書）
4	鳥取市水道事業審議会条例

鳥取市水道事業審議会委員

◎会長 ○会長代理

(五十音順)

氏名	推薦団体等
○池原 範雄	鳥取市自治連合会
牛尾 柳一郎	公募
奥田 通雄	簡易水道地域代表
衣川 益弘	鳥取環境大学
谷本 由美子	公募
田渕 暉夫	地域代表 (河原地域)
西山 靖代	鳥取県行政書士会
濱村 恵子	鳥取商工会議所
広沢 京子	鳥取市消費者団体連絡協議会
保木 本征治	地域代表 (青谷地域)
前村 幸子	鳥取県社会保険労務士会
政田 孝	中国税理士会鳥取支部
増田 貴則	鳥取大学
◎松原 雄平	鳥取大学
松本 洋光	千代川流域圏会議
森田 修充	公募
山崎 容子	地域代表 (国府地域)
山田 恵美	公募
山根 滋子	鳥取市連合婦人会
山根 豊治	連合鳥取東部地域協議会

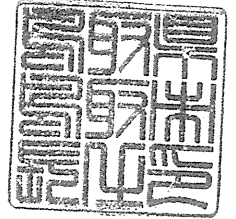
審 議 経 過

区 分	日時・場所	審 議 事 項
第 1 回	平成 26 年 5 月 28 日(水) 市役所本庁舎 6 階 全員協議会室	1 諮問 (1) 鳥取・国府地域、河原地域及び青谷地域の現行水道料金を適正な額に統一することについて (2) 今後の水道料金体系の在り方について 2 水道料金統一に係る水道事業審議会開催スケジュール(案)について 3 鳥取市水道事業の現行の水道料金について 4 水道料金統一の基本的な考え方と今後の進め方について
第 2 回	平成 26 年 7 月 25 日(金) 水道局江山浄水場 会議室	財政収支計画(平成 27～29 年度)
第 3 回	平成 26 年 9 月 3 日(水) 水道局 3 階 会議室	1 施設整備(更新)計画(平成 27～37 年度) 2 鳥取市水道事業財政計画シミュレーション
第 4 回	平成 26 年 10 月 23 日(木) 水道局 3 階 会議室	1 平成 25 年度決算について 2 今後の水道料金体系の在り方について
第 5 回	平成 26 年 11 月 26 日(水) 水道局 3 階 会議室	諮問事項 1 及び 2 の答申案の検討



鳥取市水道事業審議会
会長 松原 雄平 様

鳥取市長 深澤 義彦



水道料金の改定について（諮問）

鳥取市水道事業審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

【諮問事項】

- 1 鳥取・国府地域、河原地域及び青谷地域の現行水道料金を適正な額に統一することについて
- 2 今後の水道料金体系の在り方について

【諮問の趣旨】

1. 鳥取・国府地域、河原地域及び青谷地域の現行水道料金を適正な額に統一することについて

本市水道事業は、市町村合併後、鳥取・国府地域、河原地域及び青谷地域の上水道を統合し、一つの上水道事業として運営しています。各地域で料金体系が異なっていたため、合併調整方針に基づき、合併後 10 年間で段階的に調整を図り、平成 27 年度に鳥取・国府地域の料金を基本に統一することとしています。

これまでの取り組みとしては、貴審議会の答申を受け、平成 22 年度に河原地域の水道料金を改定し、平成 23 年度に鳥取・国府地域と青谷地域の水道料金を改定してきました。

平成 27 年度を迎えるにあたり、各地域の水道料金を適正な額に統一することについて、貴審議会の意見を求めるものです。

2. 今後の水道料金体系の在り方について

本市では料金制度に口径別の基本料金と従量料金の 2 部料金制をとっており、従量料金では使用量の増加に伴い従量料金単価が高額となる逡増制料金体系としています。このことによって、水需要量の増加に伴う水源確保等の費用の上昇に対応できるよう、比較的使用量の多い需要者に対し水需要の合理性を促し水需要の抑制を図ることや、生活用の使用者料金の低廉化に配慮する体系となっています。

しかし、現在は全国的な少子化に伴う人口減少や節水機器の普及などにより水需要が減少傾向にあり、また本市においては、上水道から鳥取県の工業用水道への切り替えや製造業の事業再編による生産活動の縮小などにより大口需要者の使用量が大きく減少しており、水道料金収入がさらに落ち込む傾向にあります。

それに対して水道事業の支出については、設備投資に係る費用（固定費）の割合が大部分を占めている装置産業であり、単純に水量に伴って増減する動力費や薬品費などの純粋な変動費は収益的支出の 10% 以下でしかありません。平成 25 年 3 月に厚生労働省が発行した新水道ビジョンによれば、この対策として、「固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系へ、利用者の影響を抑制しつつ、事業実態に応じた検討を」を求められています。

このことから、今後の水道料金体系の在り方について貴審議会の意見を求めるものです。

鳥取市水道事業審議会条例

昭和56年9月30日
鳥取市条例第32号

(設置)

第1条 水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取市水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業の重要な事項について調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局において処理する。

(委任)

第8条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取市水道事業給水料金審議会条例(昭和43年鳥取市条例第3号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月28日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例(中略)第32条から第37条までの規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例(中略)第32条から第37条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成16年9月30日条例第188号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成20年9月24日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例第10条、第11条、第15条、第21条から第23条まで、第25条及び第26条の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例第10条、第11条、第15条、第21条から第23条まで、第25条及び第26条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。